

令和7年度

八王子市立ひよどり山中学校

生活指導方針

生活のきまり

1. 登下校

- ・登下校中も地域の一員として、ひよどり山中生としての自覚と誇りを持って行動しよう。
- ・交通ルールを守ろう。
- ・自転車通学は禁止です。
- ・登下校途中の寄り道(友人宅や小宮公園等での長話や物を食べる行為)は禁止です。自宅にまっすぐ帰ること。
- ・帰宅後、塾や習い事、遊びなどで出かける際は、私服に着替え、標準服で活動しないこと。

2. 登校時刻

- ・朝は、8時20分までに教室に入り、8時25分から自席で読書、または朝学習をする。
その時に着席していないもの(朝礼の時は整列)は遅刻または欠席となる。
- ・欠席、遅刻、早退、見学等は、保護者が事前に生徒手帳または電話(7:45～8:15)で学校に連絡する。
(8:15～20の時間帯は、職員打ち合わせのため電話はご遠慮下さい。)
《生徒手帳による欠席連絡の場合は、保護者が届け出欄に理由を書き、押印し担任または保健体育担当の先生に提出して下さい。》
- ・授業開始後に遅刻して登校した生徒は、必ず職員室へ一旦よって担任または学年の先生にその旨を報告してから授業を受けること。
- ・早退者も同様の手続きを行ってから早退する。また、帰宅後はすぐに学校に連絡する。
- ・朝礼がある場合には、早目に登校(8:15)する。教室に荷物を置き、8時25分に整列完了できるよう所定の場所に整列する。遅刻者は列の後ろに並ぶ。
- ・朝礼など学年、クラス単位で移動するときは、2年→西階段・1、3年→東階段の使用を原則とする。
- ・朝学活後、8:40までは教室から出ない。
- ・部活動等朝練習がある場合は、顧問の先生の指示に従い、遅刻をしないように心がける。

3. 休み時間

- ・休み時間は次の授業の準備、移動、トイレを最優先とする。次の教科の道具を机上に準備してから休む。
- ・廊下は歩く。
- ・10分間の休憩時間は次の授業の準備及び手洗いなどの時間とする。
- ・昼の休憩時間に校庭と図書室は開放する。身体を動かすなど有効に使う。
- ・体育館は開放しない。
- ・ボールは昼休みのみ生活委員会が貸し出しをする。その際、生徒手帳を提出する。
- ・予鈴が鳴ったら終了し、ボールを返却する。次の授業に遅れないようにする。遅れることがあった場合は、ボールの貸し出しを停止する場合がある。

4. 清掃時間

15:30～15:45(水曜日は13:25～13:40…会議等がある場合には、なし)

時間: 帰りの会終了後、すみやかに所定の場所に行く。

清掃終了後、全員が集まったところで、担当の先生に報告をする(担当の先生は必ずつく)

清掃終了後、窓を閉める。再び開けることがないようにする。

5. 下校時刻

放課後に用がない生徒 一般生徒 13:45(水曜日) 15:50(6校時)

部活動等の完全下校 18:15(4月～9月)
18:00(10月・2月・3月)
17:30(11月～1月)

＊水曜日は、原則部活動なし(委員会活動を除き、一斉下校)

- ・午前中授業(一斉下校)などいつもより早く下校する日は、15:00まで自宅学習とする。
- ・職員会議・学年会のため水曜日は原則として部活動なし
- ・用事のない生徒はすみやかに下校する。
- ・下校後、忘れ物等で再登校する場合は、標準服(部活動がある生徒は体育着もしくは部活動で定められた服装も可)で登校し、必ず職員室内の先生の許可をもらう。
- ・部活動の朝練の開始は7時30分以降とする。

6. 服 装

- ・シャツを出す、襟元の第2ボタンをはずす、スカートたけを短くする、かかとを踏むなど、周囲へ不快感をあたえる身なりはしない。

10月～5月(冬)

- ・衣替えは10月1日とする。但し、原則としてそれぞれ前後一週間は移行期間とする。
- ・標準服、白のワイシャツ、ネクタイ、靴下は白、黒、紺、グレーを基調とする。女子は黒タイツも着用可。
- ・校章を左えりにつける。
- ・防寒着の色は、黒・白・紺・茶・灰とし文字や飾りのある物は着用しない。
(5月と10月は防寒着禁止月間となります。セーターやベストのワンポイントは可)
- ・体温調節の方法としては上着を脱ぐ。その場合、授業中のみとして教室の外へ出る場合や登下校時はセーターなどでいることがないようにする。
- ・ひざ掛けは教室のみ許可する。廊下や特別教室などでの使用はしない。

6月～9月(夏)

- ・夏用の標準服と白のワイシャツ(ネクタイは着用しない。)
女子はベストを着用する。暑い日でベストを着用しない場合は、ワイシャツの下に必ずTシャツを着る。但し、行事や校外学習のときはベストを着用する。
- ・衣替えは6月1日とする。但し、原則としてそれぞれ前後一週間は移行期間とする。
- ・髪の毛を結ぶ時は髪ゴムを用い、装飾のある物は使わない。髪ゴムを使わない時は手首につけない。
- ・パーマ、染毛、エクステンション、ピアス、マニキュア、化粧、その他類似するような華美な身だしなみにはしない。
- ・寒いときはジャージの上は着用してもよい。部活ジャージは校舎内不可

7. 頭髪など

- ・頭髪や爪は、学習、運動にふさわしい長さで清潔に保つこと。
- ・染髪・脱色・パーマ・エクステ・化粧・アイプチ・ピアス等アクセサリはしない。
- ・整髪料(ワックスなど)をつけない。

※頭髪等の身だしなみでその場で直せない場合は、保護者に連絡し、自宅で改善し再登校してもらうことを原則とする。(猶予期間あり)

8. 靴

- ・サンダルで登校できない。
- ・校内は体育館履きを兼用とする。上履きの使用も可とする《1年黄色・2年赤色・3年青色》
(学期に1度は、体育館履きの寸法等を家庭で点検して下さい。)
- ・体育館履きにはかかとに名前を記入する。かかとは踏まない。
- ・体育館履きを忘れたときには、職員室前の廊下にある「貸出し用」を履くこと。
(職員室前の廊下にて貸出しノートに記入し担任または学年の先生から貸し出してもらう。返却も同じ)

9. 昼 食

- ・昼食は、給食とする。(基本、6週に一度給食当番・白衣は洗濯、アイロンをかけ次の班に引き継ぐ)
- ・水筒を用意しても構わない。
(お茶類かスポーツドリンクのみ。炭酸飲料やジュース、紙パックは禁止とする。)
(お茶類は、糖分の含んでいない物にする。)水筒の代わりとしてペットボトルも可とする。
- ・菓子類は禁止
- ・昼食時間は、12:45の食事開始より13:05の終了チャイムまで。13:05の終了チャイムまで教室から出ないこと。昼休みの生徒の活動は、13:05以降に始める。

10. 菓子類(アメ・ガム)など

- ・登下校時を含む学校生活全般において、アメ(のど飴も含む)やガムやブレスケア商品をはじめとし菓子類を口にすること、持ち込むことは禁止とする。

11. 外 出

- ・一旦登校したら、外出することはできません。(忘れ物を取りに帰れない。昼食を買いに行けない等)
- ＊忘れ物(お弁当を含む)は、学校の電話を借りて連絡し、保護者の方に届けてもらう。

12. 持ち物

- ・不要物(学習に必要な物)や不必要なお金は持って来ない。不要物は原則として保護者に返す。
- ・原則的に貴重品は持って来ない。事情により持って来た場合には、盗難防止のため、必ず朝学活時に担任に預けること。
- ・所持品には必ず学年・組・氏名を書いておくこと。
- ・個人の所有物(教科書・体育着など)の貸し借りはしないこと。
- ・スマートフォン等は、学校生活に必要な物とし許可しない。(不要物扱いに同じ)
- ・指輪、ネックレス、ピアス等のアクセサリー類は、学校生活に必要な物とする。
- ・腕時計は、必要があれば持って来て良いが、各自の管理とする。
- ・紛失物、拾得物があつた場合は、ただちに担任の先生等に申し出ること。
(届けのあつた拾得物は、職員室前の廊下にある落とし物棚に保管。)

13. 公共物

- ・公共物は大切に扱い、公共物に対するいたずらは絶対にしない。
- ・公共物を破損した場合は、ただちに担任の先生等に申し出て、破損届けを提出すること。
- ・校内の校具や施設を破損した場合、状況によって修繕費をいただきます。(校内の規定により上限を設けている 30,000 円)
- ・校内の校具や施設を破壊している現場やいたずらを目撃したり、破損している箇所やいたずらされている箇所に気付いた場合は、すぐに担任の先生等に報告すること。
- ・[クロムブックの取り扱いについては、別紙参照](#)

14. 職員室

- ・職員室での生徒の入室は原則禁止されています。
- ・定期考査の前後の期間は、入室制限が行なわれます。
- ・入退室の際は、しっかりとあいさつを忘れないこと。
- ・カバンやコートを身につけたまま入室しないこと。

15. 教 室

- ・他学級、特別教室や空き教室には勝手に出入りしない。特に、他学級の教室には更衣や少人数授業等許可された時以外は入らないこと。また、他学年のフロアーへも行かないこと。(盗難・破損・いたずら防止のため。)
- ・教室や廊下などで暴れたり、奇声をあげたり走ったりしない。

16. 礼儀など ~正しい礼儀&マナーを身に付けよう

- ・あいさつをしよう。(朝・帰り・来校者など)
- ・目上の人(先生や先輩)に対してと友達に対しての言葉づかいは正しく使い分けること。

17. その他

- ・屋上の使用は禁止されています。
- ・平常時の非常階段の使用は禁止されています。東側非常階段 1 階から 2 階は使用可。
- ・学割を取得したい場合は、担任に申し出て、学割申請用紙を事務室に提出する。
- ・コピー機や印刷機は、生徒は勝手に使用しない。
- ・生徒手帳は常に携帯する。
- ・校章・ボタンの紛失 校章240円 ボタン大 120 円、小 100 円
- ・事務室には生徒だけで物を取りにいかない。
- ・6 時間目に体育や農業があつた場合は着替えをせず、下校してもよい。
- ・貸傘(後日返却)職員室にて学年の先生に申し出てください。

令和7年度

いじめ防止基本方針

八王子市立ひよどり山中学校
生活指導部
令和7年4月3日

令和7年度 八王子市立ひよどり山中学校 いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、八王子市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

1. いじめ防止のための法的背景

(1)いじめ防止対策推進法

2011 年大津市中 2 いじめ自殺事件が 2012 年になって発覚したことを契機に、2013 年 6 月 28 日に国会で可決成立し、同年 9 月 28 日に施行された。

1)いじめの定義づけ

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校(小学校、中学校、高等学校中等教育学校及び特別支援学校)に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット・SNS を通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義し基準を『他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為』により『対象生徒が心身の苦痛を感じているもの』と明確にした。

2)学校の対処方法の明確化

- ① 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として
・道徳教育等の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備。
- ② インターネット・SNS を通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として
・いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等。
・調査研究の推進、啓発活動について定めること。
- ③ 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- ④ 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として
・いじめの事実確認、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。また、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合ただちに警察に通報すること。懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。
以上が明確化された。

2. 八王子市の「いじめ防止基本方針」

八王子市では、「いじめ防止対策推進法」並びに「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき「八王子市いじめ防止基本方針」を定め、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や知識も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進している。(平成 26 年4月1日より施行している。)

八王子市いじめ防止基本方針(抜粋)

1 基本方針策定の意義

八王子市いじめ防止基本方針は、児童・生徒の尊厳を保持する目的の下、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)、八王子市立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係機関が連携し、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット・SNS を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童・生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。そのため、全ての児童・生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度などを養うことが必要である。

また、児童・生徒が安心して、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにすることが必要である。

いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠であり、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所等）と適切に連携を図ることが必要である。さらに、家庭、地域、関係機関が学校と連携し、いじめの問題を克服するための継続的な取り組みを推進することが重要である。

4 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国のいじめ防止基本方針や八王子市いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

全ての児童・生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

そのため、児童・生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童・生徒を傷つけたり他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、全ての児童・生徒にとって分かる授業を行うための授業改善に積極的に取り組む。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを軽視したり隠したりすることなく、積極的に認知する。そのため、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。併せて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員だけに任せることなく、速やかに組織的に対応し、被害児童・生徒を守り通すとともに、加害児童・生徒に対しては、当該児童・生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については教職員全員が共通理解をしたうえで、保護者へも協力を依頼し取り組むとともに、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

エ 重大事態への対処

いじめにより児童・生徒の生命、心身、財産等に重大な被害が生じた 疑いがあると判断される場合には、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。また、市教育委員会と連携して重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

5 教育委員会における取組

(1) 日常的な学校支援

いじめ防止等の取組に関して学校訪問等を通じて指導・助言を行う。

(2)いじめの実態把握

各学校のいじめの発生状況や対応状況を調査・把握し指導に生かす。

(3)関係機関との連携

必要に応じて、警察、児童相談所、民生・児童委員、保護司会等、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。

(4)教員研修

いじめの問題の理解と対応についての教員研修を実施する。

(5)啓発活動

いじめの問題の理解と対応について、保護者や関係機関等への啓発を行う。

(6)教育相談

電話・来所によるいじめの通報や相談を受ける体制を整備するとともに、学校へ心理の専門家の派遣を行う。

(7)重大事態発生時の対処

学校と連携して事実関係を明らかにするための調査を実施するほか、必要に応じて第三者を加えた組織により、詳細な調査や対策についての検討を行う。